議案第９４号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和９年３月３１日をもって、埼玉県市町村総合事務組合から久喜宮代衛生組合が脱退し、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代

別紙

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成１８年指令市第７４５号）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２第４条第１号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「蓮田白岡衛生組合　久喜宮代衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。